

氏名	ボク 朴	セイ 成	ニチ 日
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)		
学位記番号	法 博 第 48 号		
学位授与の日付	平成 17 年 1 月 24 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
研究科・専攻	法学研究科基礎法学専攻		
学位論文題目	近代中国における法治の理想と司法の現実 ——離婚紛争と非行少年事件処理の実態を素材に——		

論文調査委員 (主査) 教授 棚瀬孝雄 教授 寺田浩明 教授 吉岡一男

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、現代中国において社会問題化してきている離婚と少年非行に焦点を当て、その法的対応の実態を理念と実務の両面から考察・分析するものである。元来、中国における家族は家を本位とする伝統的慣習の上に成立し、その上に社会主義政権の国家建設の礎としての梃子入れが行われてきた。しかし、改革開放のもとで個人主義的な観念が強くなり、家族は不安定化してきている。それは離婚の急増として現れているが、少年非行も増大している。現在、この問題に対処すべく法制面の改革が行われているが、中国の伝統的な意識や社会主義政権の政策から、必ずしも理想的に機能しているとは言えない面がある。この法の機能を現代中国の政治や社会のあり方から分析することが、本書の課題である。

まず第一部では、少年司法の問題が扱われる。中国における少年非行は、時代の政策課題や政治運動を抜きには理解できず、社会主義を定着させるための政治統制が厳しかった建国初期には、強く革命精神が鼓舞されたこともあって少年非行はきわめて少なかった。しかし、文革による政治的混乱とそれに続く改革開放の中で少年の規律が緩み、改革がもたらした貧富の格差や価値観の多様化は少年犯罪を激増させることになった。こうして少年非行が深刻な社会問題と認識されだした1980年前後から、「未成年者保護法」などの関連法規の整備が進み、少年政策の司法化が行われた。その根幹にある理念は、「教育を主的に懲罰を補的に」とする原則である。具体的に、中国における非行少年の法的処遇は、①保護者・監護人などによる厳しい躰、②「労働教養処分」「治安管理処罰」などの行政処分、③「少年管教所送致」などの刑事処分の3つに区分される。例えば、②の行政処分の「労働教養処分」は、日本の少年院での処遇と同質的な保護的処分であるが、「治安管理処罰」は罰金や拘禁などの刑罰的処分である。このように中国における少年司法制度には常に懲罰と保護の2つの理念が存在しており、個々の制度をどちらかに還元することは不可能である。

欧米や日本との比較からすると、子どもの拘束を容易に認めるなど、中国の少年司法は厳罰主義を根幹とする刑事司法重視型の制度といえる。このような厳罰主義的制度が採られる理由としては、①「大公無私」(公的利益のためには個人の利益を犠牲にすべき)を旨とする社会主義イデオロギーに基づく統治原理、②国民の間に広く行き渡った厳罰感情(犯罪者は「社会の敵として厳しく処罰すべき」)、③「プロレタリア独裁」をその本質とする社会主義司法の専制性などが挙げられる。

しかし、刑事処分である「少年管教所」における非行少年の更生措置は、同時に社会福祉機能をも果たしている。この中国型社会福祉機能は「総合管理」方式として理解することができる。マクロレベルでは、家庭・学校・司法・行政などの諸組織が教育・監督・宣伝など非行予防・更生措置に必要な活動を一体として遂行している点、ミクロレベルでは、政府機関・弁護士事務所・各種専門家などが管教所での社会教育を提供している点に、その表れを見出すことができる。

このように、中国における少年司法制度は、外形的には刑事司法を重視する厳罰主義的なものに見えるが、実質的に社会福祉機能を達成するものでもある。直接の教育プログラムばかりでなく、厳罰も刑事手続を通じて少年に犯罪事実を直視させるものとして行われ、法廷でも、裁判官はしばしば家族や先生を法廷に呼んで、少年にいかまわりの者が今回の犯罪に心を痛めているか、心から改悔し社会に復帰すること願っているかを説いたりしている。こうした中国における少年司法制

度は、名目的な保護主義ではなく、「少年の利益にかなない、かつ社会全体の利益にもつながる本来の保護主義」の見地に立つ制度として評価できる面がある。

第二部では離婚問題が扱われる。伝統中国における家族関係の規律は、家の存続を旨とする家族主義的徳徳が担ってきたが、革命後の新中国においては、封建主義的徳徳を一掃し、また家族を政治機構の末端に組織化すべく婚姻法が制定された。この婚姻法では、離婚に関し厳格な過失主義・有責主義を採用していたが、その後の社会状況の変化と、欧米諸国での破綻主義の有力化に伴い、「夫婦感情の破綻」を離婚原因として認める積極的破綻主義（感情論）へと改正が行われている。

実務や学説でも、基本的にこの破綻主義を支持し、その定着を目指した努力が行われている。最高人民法院は、感情破綻を示す客観的な事実関係を司法解釈として示し、離婚の可否を裁判官の恣意に委ねず、客観化しようとしている。また学説も、離婚に正当な理由を要求する「理由論」が社会にも、裁判所にも根強いことを意識しつつ、「感情論」の意義を説いてきている。さらに、離婚原因を感情の破綻に限定する立場から、一般的な「婚姻関係の破綻」にまで拡大する判例や学説の動きも見られる。

この法理の面での努力と裏腹に、中国における離婚紛争の処理は、社会主義イデオロギーの下で、婚姻紛争に国家が積極的に関与し、社会主義徳徳を貫徹させようとする点に特徴がある。そのための具体的な措置のひとつが、調停を通じての教育である。中国では調停前置主義が採られ、調停では、職場の組織や地域の者が調停員とともに有責者を非難し、家族徳徳を説いて婚姻関係の回復を図ろうとする。その執拗な努力が失敗したときにのみ、離婚に向けての裁判手続がとられるのである。また有責配偶者に対する制裁として、行政上の制裁（批判教育など）や法的制裁（財産の差押えなど）もある。こうした制裁は一方当事者による反倫理的行為の抑制と離婚弱者の保護を目指すものであり、社会的にも広く支持されている。

調停が不調に終わった場合の裁判でも、また職権で証拠調べができることなど、職権主義が強く貫徹している。これは、社会主義的政治理念や国民の一般的な意識に裏付けられたものであり、中国の社会や政治を前提にすれば合理性を有すると言えるが、同時に、当事者主義を採用した場合の審理の非能率化を避けるという訴訟経済的な面でも、中国の司法の現状から必然化する面がある。

このように中国では、離婚に破綻主義が採用されたといっても、それは様々な形の婚姻維持への圧力と並存しており不徹底なものである。しかし、そのことは一概に前近代的なものとして切り捨てられるべきではないであろう。改革すべき点が多々あることも事実であるが、離婚による家庭崩壊の危険性を減少させ、無責配偶者や子どもの保護を実現するものとして社会的な支持を受けているのであり、中国社会の実情に即して合理性も認められる、というのが本書の結論である。

論文審査の結果の要旨

中国においては、現在、改革開放による社会の全般的自由化の影響が家族関係にも及び、伝統的な家族制度の弛緩が少年非行や離婚を急増させている。本論文は、この現代中国が抱える問題とその法的対応について分析を行ったものである。

最初に、少年司法制度が扱われるが、筆者によれば、中国における少年非行問題は政治の動向と密接に結びついている。建国初期から社会主義定着期においては、社会問題は階級闘争の中で捉えられ、治安が独自に問題化することはなかった。しかし文革により少年が暴力的政治闘争に動員され、またその後、改革開放により貧富の格差が拡大し、政治思想教育も弛緩するにつれ、少年犯罪は急増した。この少年非行を法は不良行為・嚴重不良行為・犯罪行為の3つに区分し、それらは、公安機関による調査・処分、検察院による審査・訴追、人民法院による調査・審理、そして司法行政部門による執行処分という4つの手続によって処理されている。筆者は、この法的対応に、たとえば少年刑事裁判において、非公開を原則としつつも、被害者感情への配慮から判決宣告を公開するとか、裁判官に広い裁量が認められ、様々な社会的資源を動員した倫理的教育が実施されるなどの中国法固有の特徴が認められることを分析している。

筆者は、こうした中国少年司法制度の根底に流れる理念を、「教育を主とし懲罰を従とする原則」であるとする。中国の少年司法には厳罰主義の面も強いが、同時に、随所で教育・更生が強調され、司法のみならず社会的な諸資源が広く動員されているのである。筆者は、それを、関係者が一体となって犯罪を予防し、非行少年を更生させるという意味で、総合管理方式と呼んでいる。それは、社会主義の政治イデオロギーとも、また国民の伝統的な秩序感覚とも合致し、社会の中に強固な根を下ろしている。しかし、筆者は、欧米や日本との比較の中で、そこに潜む少年の管理やプライバシー喪失を問題とし

でも指摘している。

ついで、離婚制度が扱われるが、ここでも問題が国家の政策と密接に関連することが指摘されている。すなわち、社会主義イデオロギーによる家族の政治機構化と、ひとりっ子政策などの強力な家族への政策的介入により、自律的な社会的装置としてのイエは弱体化し、伝統的な家族主義的道德は崩壊していくが、さらに80年代の改革開放以降、家族関係は個人主義的なものへと変質し、離婚も急増していくことになる。また婚姻法では、建国初期は、封建的家族制度からの女性解放が目指されるが、同時に社会主義的道德を受けて離婚に厳格な有責主義が取られていた。しかし改革開放以降の社会の全般的自由化や、欧米諸国での破綻主義の有力化に伴い改正を余儀なくされ、現在、破綻主義離婚法にとってかわられている。

この婚姻法をめぐる、最高人民法院は、破綻主義離婚法の積極的運用を意図して、感情破綻を示す客観的事実関係について司法解釈を出し、学説も、離婚に正当な理由を要求する「理由論」から、たんなる感情的な不一致だけで足りるとする「感情論」へと大きく動いてきている。しかし、離婚紛争の具体的な処理では、法に従って破綻を裁判所が認定する前に、様々な形で婚姻を維持するための働きかけ、とくに破綻に至らしめた者への非難・教育が引き続き行われている。離婚事件では調停が前置され、また法廷でも、裁判官を初め様々な関与者が有責配偶者を非難・説得し、婚姻関係の回復を図ろうとしたり、有責配偶者に対し行政的・法的制裁が加えられたりするのである。それは、自由主義的な意識や離婚の増加にもかかわらずなお国民の間に強く根を下ろす家族主義道德と、個人への社会・国家の介入を正当化する社会主義イデオロギーが、今でも強く法の現実の運用に働いていることを例証するものである。

こうして、筆者は、少年司法と離婚制度に共通する、中国の法と政治・社会との関わりを、その運用の実態にまで立ち入って明らかにするのであるが、その評価として、たんに欧米や日本の法と比較して欠陥を指摘するというのではなく、中国に固有の社会や政治の中での、競合する価値理念の選択的積み付けを伴った一つの合理的な適応と評価できる面があるとしている。実際、日本でも、少年犯罪について厳罰化を求める声の中には、責任を厳しく問うことが少年の更生にもなるという議論が行われているし、また、行政機関と地域の住民・専門家などが様々に連携して、非行防止と更生の努力を行っていることに、中国との連続性が感じられる。離婚制度でも、判例における有責主義や離婚弱者への配慮、また調停における人情がらみの説得など、国民の意識の中には同じような心の働きも看取される。そうしたわれわれの法の働く現実について想像力を膨らませてくれるところに、この論文の魅力があり、筆者の、一方で、日本に学び、中国のある意味で遅れた現実を批判的に捉えていくまなざしと、他方で、中国社会に生きてきた者としての共感的理解から、その制度の持つ意味を説き明かそうとする意欲と、その二つがブレンドしたところで作られた本論文が、旧来の分析を一步超え出たところまで踏み込めた理由があると思われる。

このように本論文は、中国の少年司法・離婚制度について、社会的・歴史的背景の記述と、制度・学説の法律学的分析、そして裁判や紛争処理過程の法社会学的分析を統合したすぐれた学術的研究として、積極的な評価が与えられるべきものである。もちろん、細かい点でいえば、制度の社会的に見た合理性とその批判とがやや並列的に置かれ、それをさらに細かく仕分けして、よりすぐれた制度を展望していく作業が端折られており物足りなさが残ることや、離婚制度については、分析が90年代の半ばまでの資料に留まり、さらに近年の急速な都市化や裁判手続の改革などがどのような影響を与えているのかについて描かれていないことなど、不満がないではない。しかし、それらは筆者の次なる仕事となるべきものであり、本論文を出発点としていっそう精緻な分析がこれから進められていくことを期待したい。

以上、本論文は、学術的な意義がきわめて高い研究であり、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。なお、平成16年12月7日に、論文審査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。